

高等職業訓練促進給付金等 申請方法

申請方法と手続きの流れ

- 1 事前相談** 訓練促進給付金等を申請する前に、こども家庭支援室において事前相談（面談）を行います。（事前相談を受ける前に一度、こども家庭支援室にお問い合わせください。面談日程を調整いたします。また、面談当日は、養成機関の合格証書・パンフレット等をご用意ください。）
- 2 訓練促進給付金支給申請** 事前相談後、修業を開始した月から申請の受付を開始します。
修業の全課程が修了してからの申請はできませんのでご注意ください。
審査の結果、支給できない場合もあります。（市税の滞納等）
必要書類
在籍証明書（修業する養成機関の長が発行するもの）
申請者・児童・扶養義務者全員分の個人番号確認書類
及び申請者の顔写真付きの本人確認書類
預金通帳又はキャッシュカード（申請者名義のもの）の写し
印鑑（スタンプ印不可）
その他書類が必要な場合があります。

児童扶養手当を受給していない方は、以下の書類をお持ちください。

戸籍謄本又は抄本（申請者及び児童のもの）

住民票の写し（世帯全員のもの）
- 3 支給決定通知** 支給決定通知書がこども家庭支援室から送付されます。
- 4 訓練促進給付金請求書の提出** 毎月20日（必着）までに、前月分の請求書を提出してください。（期限が過ぎますと支給できなくなりますので、ご注意下さい。）
必要書類
出席状況確認書等（修業している養成機関の長が発行するもの）
印鑑（スタンプ印不可）
- 5 訓練促進給付金の受給** 月末に前月修業分が振り込まれます。
- 6 修了支援給付金の申請** 修業の全課程を修了し、卒業してから1か月以内に申請してください。
必要書類
卒業証明書（修業していた養成機関の長が発行するもの）
申請者・児童・扶養義務者全員分の個人番号確認書類及び申請者の顔写真付きの本人確認書類
預金通帳又はキャッシュカード（申請者名義のもの）の写し
印鑑（スタンプ印不可）
- 7 支給決定通知** 支給決定通知書がこども家庭支援室から送付されます。
- 8 修了支援給付金請求書の提出** 請求書をこども家庭支援室へ提出してください。（郵送可）
- 9 修了支援給付金の受給** 請求書が提出されてから2週間前後に振り込まれます。

このようなときは届出をしてください

- 受給者又は受給者と同居している方の市民税の課税状況が変わった場合
- 受給者の世帯構成に異動があった場合

資格喪失 受給者が下記のいずれかに該当する場合は資格喪失となります。

- 戸田市から転出したとき
- 婚姻（事実婚を含む。）したとき
- 児童を扶養しなくなったとき
- 修業をやめたとき

【問い合わせ】

戸田市こども健やか部 こども家庭支援室 こども家庭相談担当 TEL：048-299-2816